

## 參考資料

# 1 策定経過

<平成13年度>

時期	計画策定と市民参加のかかわり	会議等（数字は回数）		
		策定委員会	検討委員会	
11月	 地域福祉計画策定に向けた市民アンケート調査の実施  市民アンケート調査報告書の発行			
12月				
1月				
2月				
3月				

<平成14年度>

時期	計画策定と市民参加のかかわり	会議等（数字は回数）		
		策定委員会	検討委員会	
4月	   市民アンケート調査結果の公表 （市報、ホームページ、情報公開コーナー）  地域福祉計画を策定するにあたっての基本的な考え方についての答申の公表 （市報、ホームページ、情報公開コーナー）  シンポジウム「みんなでつくろう 安心なまち」の開催  高齢者地域見守りネットワーク住民懇談会の開催（けやき小通学区域、保谷第一小通学区域で各3回開催）  地域福祉計画中間のまとめの発行			
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				

<平成15年度>

時期	計画策定と市民参加のかかわり	会議等（数字は回数）		
		策定委員会	検討委員会	普及推進懇談会
4月	計画案の検討 ↑			
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月	計画書のとりまとめ ↓			
12月				
1月				
2月				
3月				

「会議等」欄の各会議の正式な名称は次のとおり。

策定委員会 …福祉計画策定委員会

検討委員会 …地域福祉計画検討委員会

普及推進懇談会…地域福祉普及推進懇談会

なお、それぞれの会議の詳細については次ページ以降を参照。

## 2 パブリックコメント及び市民説明会

### (1) パブリックコメント（市民意見提出手続き）の実施状況

パブリックコメントとは、市の計画づくりの途中で、市の原案に対する市民の意見を郵便、ファクス、電子メール等で提出してもらおう制度のことであり、平成14年10月1日に施行した「西東京市市民参加条例」の市民参加手続きの一つとして実施しています。

#### 中間のまとめについて

【意見募集期間】 平成15年5月15日～6月13日

【検討結果公表日】平成15年9月1日

市民意見（要約）	市の検討結果
カタカナ言葉が多い。	すでにカタカナの方が一般化している表記もあることから、市民が見て読みやすい計画書となるよう、漢字等の表記にするか、カタカナにするかは今後精査していきます。また、専門的な用語には、巻末などを利用して用語解説をつける予定です。
市民に対する新しい提案・施策を教えて欲しい。	地域福祉計画では、時代や市民からの要望に応える施策を体系的に位置づけますが、その中でも、特に力を入れて取り組むべき施策を「重点施策」としてまとめる予定です。重点施策は、必要性や実現性、実行性を考慮し、市だけでなく、市民や地域の事業者とともに、いつ頃までに何をどう進めるかについて、具体的に示したいと考えています。

#### 計画案について

【意見募集期間】 平成15年11月1日～11月28日

【検討結果公表日】平成16年2月15日

市民意見（要約）	市の検討結果
計画の内容に多くの方が関心を持って欲しい。	計画策定後、市報、市ホームページ及び情報公開コーナーにおいて、計画の内容を積極的に公表していきます。また、市の各種イベント等で、積極的に周知を図っていきます。
安心・安全なまちづくりを早急に実行して欲しい。	生活安全のまち市民懇談会の提言をもとに、（仮称）日本一安全な西東京市にする条例を制定し、ひったくりや空き巣などの犯罪被害にあわないよう、安心、安全なまちづくりを進めます。

<p>老若男女が交流し合える機会をもっと作って欲しい。</p>	<p>学校や保育園、児童館、高齢者福祉施設、公民館等において世代間交流の充実を図るとともに、幼児期から障害児(者)と交流する機会を多く持たせるなど、地域で共に育つ環境づくりを進めていきます。</p>
<p>社会的弱者を一人でもなくすことを最終目標として福祉の充実を図って欲しい。</p>	<p>見守りが必要な高齢者、支えあいが必要な障害者や子育て家庭などを地域で支援していくため、地域の支えあいネットワークの形成を進めます。</p>
<p>24時間年中無休で困っている人や緊急の場合に即対応できる施設を作る必要がある。</p>	<p>現在、在宅介護支援センターでは、要介護高齢者等の緊急事態に備え、24時間365日対応できる体制が確立されており、今後在宅介護支援センターを中心としたネットワーク化を図ることによって、より一層サービスの充実を図っていきます。また、緊急通報システム等を一人暮らし高齢者や重度障害者に貸与するなど、緊急時に対応できる体制も整備しています。</p>



( 2 ) 市民説明会の開催状況

**中間のまとめの市民説明会** 障害者基本計画、健康づくり推進プランと合同開催

回数	日時	場所	参加人数
1	平成 15 年 5 月 19 日 ( 月 ) 午前 10 時 ~ 11 時 30 分	ふれあいセンター 1 階ホール	12 人
2	平成 15 年 5 月 19 日 ( 月 ) 午後 2 時 ~ 3 時 30 分	谷戸地区会館 1 階ホール	4 人
3	平成 15 年 5 月 21 日 ( 水 ) 午前 10 時 ~ 11 時 30 分	東伏見コミュニティセンター 3 階集会室	18 人
4	平成 15 年 5 月 21 日 ( 水 ) 午後 2 時 ~ 3 時 30 分	田無総合福祉センター 2 階視聴覚室	20 人
5	平成 15 年 5 月 24 日 ( 土 ) 午前 10 時 ~ 11 時 30 分	田無庁舎 5 階 503 会議室	19 人
6	平成 15 年 5 月 24 日 ( 土 ) 午後 2 時 ~ 3 時 30 分	防災センター 6 階 講座室 2	11 人

**中間のまとめへの主な意見**

意見等	回答
カタカナ語など難しい用語が使われていてわかりにくい。	できるだけ平易な表現に努めるとともに、必要に応じて用語の解説を加え、わかりやすくしていきます。
地域福祉の推進にあたっては、社会福祉協議会、行政、市民の協力関係をしっかり築いてほしい。	社会福祉協議会、行政、市民の目指す方向性を一つにして、協力しながら地域福祉を推進していきます。
『地域福祉計画』と社会福祉協議会が策定を進めている「地域福祉活動計画」との整合性はどのようになっているか。	行政が実施する部分、社会福祉協議会が実施する部分、地域の方々にお問い合わせする部分を明らかにしながら、具体的な事業を検討していきます。
計画の策定にあたっては、市民との対話が必要である。このような市民説明会をたくさん設けてほしい。	計画の素案ができあがった段階で、再度、市民説明会を開催する予定です。

**計画案の市民説明会** 健康づくり推進プランと合同開催

回数	日時	場所	参加人数
1	平成 15 年 11 月 21 日（金） 午後 6 時～7 時 30 分	田無総合福祉センター 2 階 視聴覚室	4 人
2	平成 15 年 11 月 25 日（火） 午前 10 時～11 時 30 分	ふれあいセンター 1 階ホール	3 人
3	平成 15 年 11 月 26 日（水） 午後 2 時～3 時 30 分	東伏見コミュニティセンター 2 階ホール	2 人
4	平成 15 年 11 月 30 日（日） 午後 2 時～3 時 30 分	防災センター6 階 講座室 2	6 人

**計画案への主な意見**

意見等	回答
シルバー人材センターに登録しているが、もう少し仕事があればと思う。	目標 5 の中で「シルバー人材センターの支援」に取り組んでいきます。
安心や安全のまちづくりに関連して、防災や防犯についても推進していただきたい。	関係各課と連携しながら、目標 3 の「災害や犯罪から市民を守るまちづくり」を進めていきます。
社会福祉協議会との連携はどうなっているのか。	計画の策定段階から今後の協働や連携に向けた検討を行っています。具体的には、第 4 章の目標に向けた取り組みの中では「社会福祉協議会と協働する取り組み」として示しています。
子育て支援や教育関連の計画などとの連携についてはどうなっているのか。	子育て支援計画などの地域福祉に関連する計画とは、計画策定段階から随時調整を行い、理念部分を共有化しています。計画の推進にあたっては、理念に沿って、さらなる連携を図っていきます。



## 3 西東京市福祉計画策定委員会

### (1) 西東京市福祉計画策定委員会設置要綱

#### 第1 設置

西東京市の保健福祉施策を総合的かつ計画的に推進していくための指針となる地域福祉計画、高齢者保健福祉計画、障害者基本計画、健康づくり推進プラン（以下「各種福祉計画」という。）を策定するに当たり、西東京市福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### 第2 所掌事務

委員会は、市長の依頼を受け、地域福祉計画等の策定について必要な事項の調査・決定を行い、その結果を市長に報告する。

2 委員会は、前項の事務を達成するため、地域福祉計画検討委員会、高齢者保健福祉計画検討委員会、障害者基本計画検討委員会、健康づくり推進プラン検討委員会（以下「各種福祉計画検討委員会」という。）に対し、各種福祉計画策定に関する必要な事項の調査及び検討を依頼する。

3 委員会は、各種福祉計画検討委員会から調査及び検討結果の報告を受け、各種福祉計画策定について、設置目的を達成するための必要な事項の検討及び調整を行う。

#### 第3 組織

委員会は、委員12人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。なお、西東京市保健福祉審議会及び西東京市健康づくり推進協議会との連携を図るため、西東京市保健福祉審議会委員及び西東京市健康づくり推進協議会委員が委員を兼任できるものとする。

(1) 保健、福祉及び医療に係る機関の代表 6人以内

(2) 学識経験者 6人以内

#### 第4 任期

委員の任期は、市長が委嘱した日から任務が終了するまでとする。

#### 第5 委員長及び副委員長

委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### 第6 会議

委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

#### 第7 分科会

委員会に、各種福祉計画検討委員会の報告内容を検討するため、別表に掲げる分科会を置くことができる。なお、各分科会は3人程度とする。

2 分科会に属すべき委員は、委員会で協議し、決定する。

3 分科会は、委員会にその検討結果を報告するものとする。

#### 第8 意見の聴取

委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

## 第9 報償

委員が委員会及び分科会に出席したときは、報償を支給する。

## 第10 庶務

委員会の庶務は、保健福祉部保健福祉総合調整課において処理し、分科会の庶務は、別表のとおり分科会の担当課において処理する。

## 第11 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会及び分科会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

## 別表（第7関係）

名 称	担 当 課
地 域 福 祉 計 画 分 科 会	保健福祉総合調整課
高 齢 者 保 健 福 祉 計 画 分 科 会	高 齢 福 祉 課
障 害 者 基 本 計 画 分 科 会	障 害 福 祉 課
健 康 づ け り 推 進 プ ラ ン 分 科 会	健 康 推 進 課

( 2 ) 検討経過

**<平成14年度>**

回	開催日	主な検討内容
1	平成14年7月2日	委員の委嘱  会の設置目的及び運営について  各種福祉計画策定の概要について
2	平成14年7月24日	西東京市高齢者保健福祉計画の理念について
3	平成14年10月1日	西東京市高齢者保健福祉計画中間のまとめについて  西東京市介護保険事業計画(第2期)中間のまとめについて
4	平成14年10月29日	各種福祉計画検討委員会と福祉計画策定委員会の検討スケジュールについて  地域福祉の創造に向けた基本的な課題(案)について
5	平成14年11月15日	健康づくり推進プラン策定に至る背景と経緯について  健康づくり推進プラン策定の進め方について  健康づくり推進協議会における検討結果について  健康づくり推進プラン検討委員会における検討結果について
6	平成14年12月13日	障害者基本計画の基本的な考え方について  新障害者基本計画(国)について  障害者基本計画検討の報告と今後の進め方について
7	平成15年1月24日	健康づくり推進プランの目標と体系について  地域福祉をめぐる課題について  地域福祉の理念と体系について
8	平成15年2月7日	高齢者保健福祉計画(案)について  障害者基本計画の中間のまとめ(第一次案)について

**<平成15年度>**

回	開催日	主な検討内容
1	平成15年4月22日	高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(第2期)について(報告)  地域福祉計画、障害者基本計画及び健康づくり推進プランの中間のまとめについて  平成15年度福祉計画策定委員会等のスケジュールについて
2	平成15年6月16日	市民説明会の開催について(報告)  市民意見(パブリックコメント)の検討について
3	平成15年7月14日	市民意見(パブリックコメント)の検討結果について(報告)  各計画における平成15年度の検討内容について
4	平成15年9月29日	地域福祉計画(案)について  障害者基本計画(素案)について  健康づくり推進プラン(素案)について
5	平成15年10月29日	地域福祉計画(案)について  障害者基本計画(素案)について  健康づくり推進プラン(素案)について
6	平成15年11月28日	地域福祉計画(案)について  地域福祉計画(案)、健康づくり推進プラン(案)のパブリックコメント及び市民説明会について  障害者基本計画(案)の市法掲載及び市民説明会について
7	平成16年2月4日	3計画の決定について
8	平成16年3月	最終回

## (3) 委員名簿

氏名	所属・役職等	備考
齊藤 睦	社会福祉協議会 地域福祉課長	
豊富 満子	民生委員・児童委員 第3地区副会長	
井出 多延子	多摩小平保健所 保健サービス課長	平成15年3月31日まで
辻川 仁美	多摩小平保健所 保健サービス課長	平成15年4月22日から
小林 仁	公立昭和病院 業務部長	
戸塚 峰広	特別養護老人ホーム フローラ田無施設長	平成15年3月31日まで
田中 光子	社会福祉法人千曲会 光保育園、中清戸保育園、健光園、駅前乳児保育園 理事長兼園長	平成15年4月22日から
臼井 宏	山田病院 副院長	
川村 匡由	武蔵野大学 大学院教授	
内田 勇	拓殖大学 教授	
濱口 晴彦	早稲田大学 教授	
山崎 政俊	東京司法書士会 司法書士	
蒲生 俊宏	日本社会事業大学 助教授	
清水 啓夫	三鷹公共職業安定所 業務部長	平成15年3月31日まで
山本 高志	三鷹公共職業安定所 業務部長	平成15年4月22日から

( 委員長、 副委員長、敬称略)

## 4 西東京市地域福祉計画検討委員会

### (1) 西東京市地域福祉計画検討委員会設置要綱

#### 第1 設置

西東京市の地域福祉施策を総合的かつ計画的に推進していくための指針となる西東京市地域福祉計画を策定するに当たり、西東京市地域福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### 第2 所掌事務

委員会は、西東京市福祉計画策定委員会の依頼を受け、西東京市地域福祉計画策定について、設置目的を達成するための必要な事項の調査及び検討を行い、その結果を西東京市福祉計画策定委員会に報告する。

#### 第3 組織

委員会は、委員12人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、市長が依頼する。西東京市福祉計画策定委員会との連携を図るため、西東京市福祉計画策定委員会委員が委員を兼任できるものとする。

(1) 学識経験者 2人以内

(2) 保健、福祉、医療等に関係する機関及び公共的機関が推薦する者 6人以内

(3) NPO、ボランティア団体等が推薦する者 2人以内

(4) 公募による市民 2人以内

2 委員会は、西東京市福祉計画策定委員会委員長が指名するコーディネーターを置くことができるものとする。

#### 第4 任期

委員の任期は、市長が依頼した日から任務が終了するまでとする。

#### 第5 委員長及び副委員長

委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### 第6 会議

委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

#### 第7 意見の聴取

委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

#### 第8 報償

委員が委員会に出席したときは、報償を支給する。

#### 第9 庶務

委員会の庶務は、保健福祉部保健福祉総合調整課において処理する。

#### 第10 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

( 2 ) 検討経過

**<平成14年度>**

回	開催日	主な検討内容
1	平成14年7月9日	委員の依頼  会の設置目的及び運営について  各種福祉計画策定の概要について
2	平成14年7月23日	社会経済動向、地域福祉をめぐる広域的動向について  市の関連計画、市の特性について
3	平成14年9月13日	西東京市の地域福祉をめぐる現況について  地域福祉の取り組み事例について  市の保健福祉サービスの実績について  地域福祉の創造に向けた基本的な課題について
4	平成14年10月25日	地域福祉の創造に向けた基本的な課題について  計画の課題及び理念について  計画の体系たたき台について
5	平成14年11月8日	第4回地域福祉計画検討委員会で出された意見について  計画の理念及び体系について
6	平成14年12月16日	計画の理念及び体系について
7	平成15年1月23日	計画中間のまとめ(案)について
8	平成15年2月21日	計画中間のまとめ(案)について

**<平成15年度>**

回	開催日	主な検討内容
1	平成15年4月18日	計画の中間のまとめについて 平成15年度の地域福祉計画等策定スケジュールについて 体系別施策・事業について
2	平成15年6月4日	市民説明会の開催について(報告) 市民意見(パブリックコメント)について 計画の目次及び構成について 体系別施策・事業について
3	平成15年7月9日	市民意見(パブリックコメント)の検討結果について(報告) 計画の目次及び構成について 体系別施策・事業について 重点的に進める取り組みについて
4	平成15年8月27日	計画(案)について
5	平成15年10月3日	計画(案)について
6	平成15年11月7日	計画(案)について
7	平成15年12月12日	市民説明会の開催について(報告) 計画(案)について
8	平成16年1月16日	計画(案)について
9	平成16年3月	最終回

(3) 委員名簿

氏名	所属・役職等	備考
大島 振作	東京国際福祉専門学校 副校長	
大沼 健司	田無養護学校 教諭	平成 15 年 3 月 31 日まで
中島 敏明	田無養護学校 主幹	平成 15 年 4 月 18 日から
丸木 敦	社会福祉協議会 地域福祉課地域福祉推進係課長補佐	
月井 千枝	民生委員・児童委員 第4地区副会長	
林 俊子	緑寿園在宅介護支援センター 支援事業部室長	平成 15 年 3 月 31 日まで
黒崎 ミチヨ	サンメール尚和 総合支援相談室長	平成 15 年 4 月 18 日から
菊池 富久子	支援サービスいずみ 介護支援専門員	
若穂田 勇	東京消防庁保谷消防署 予防課長補佐	平成 14 年 11 月 30 日まで
松原 常夫	東京消防庁保谷消防署 予防課長補佐	平成 14 年 12 月 16 日から平成 15 年 11 月 30 日まで
新井 幹雄	東京消防庁保谷消防署 予防課指導調査係長	平成 15 年 12 月 12 日から
久松 亮	田無郵便局 総務課長	平成 15 年 7 月 21 日まで
平野 尚	田無郵便局 総務課長	平成 15 年 8 月 27 日から
秋山 糸織	特定非営利活動法人 移動サポートひらけごま	
栗原 利雄	ふれあいのまちづくり住民懇談会 「ファミリーたなし」	
池澤 健嗣	武蔵野女子大学(現武蔵野大学) 大学院生(就任当時)	平成 15 年 4 月 18 日から副委員長
藤田 朝子	武蔵野女子大学(現武蔵野大学) 大学院生(就任当時)	

( 委員長、 副委員長、 敬称略)

## 5 西東京市地域福祉普及推進懇談会

西東京市地域福祉普及推進懇談会とは、西東京市地域福祉計画に盛り込まれた取り組みの中から、特に市民を中心として取り組むことならについての具体的な方針を検討するための組織であり、平成16年度の計画当初から円滑に取り組みが進められるよう、平成15年度から懇談会として検討を進めてきました。

### (1) 西東京市地域福祉普及推進懇談会設置要綱

#### 第1 設置

西東京市における地域福祉の普及・推進の具体的な方針を策定するため、西東京市地域福祉普及推進懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

#### 第2 所掌事務

懇談会は、第1に規定する目的を達成するための必要な事項の調査及び検討を行う。

#### 第3 組織

懇談会は、委員12人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める人数で市長が依頼する。

(1) NPO、ボランティア団体等が推薦する者 5人以内

(2) 福祉サービス利用者等 5人以内

(3) 公募による市民 2人以内

#### 第4 任期

委員の任期は、市長が依頼した日から任務が終了するまでとする。

#### 第5 委員長及び副委員長

懇談会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### 第6 会議

懇談会は、委員長が招集する。

2 懇談会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 懇談会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

#### 第7 意見の聴取

委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

#### 第8 報償

委員が懇談会に出席したときは、報償を支給する。

#### 第9 庶務

懇談会の庶務は、保健福祉部保健福祉総合調整課において処理する。

#### 第10 委任

この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成15年4月15日から施行する。

( 2 ) 検討経過

回	開催日	主な検討内容
1	平成 15 年 7 月 17 日	委員の依頼  設置目的及び検討内容について  年間スケジュールについて
2	平成 15 年 8 月 22 日	地域福祉の普及・推進の具体的取り組みについて  研修会の内容・実施方法について
3	平成 15 年 10 月 9 日	地域福祉の普及・推進の具体的取り組みについて
4	平成 15 年 11 月 13 日	これまでの検討経過について  今後の検討について
5	平成 15 年 12 月 18 日	バリアフリーマップについて
6	平成 16 年 1 月 15 日	バリアフリーマップについて
7	平成 16 年 2 月 19 日	バリアフリーマップについて
8	平成 16 年 3 月	バリアフリーマップについて

## ( 3 ) 委員名簿

氏名	所属・役職等	備考
秋山 糸織	特定非営利活動法人 移動サポートひらけごま	
鈴木 香奈	東京家政大学 学生	
野中 泉	ふれあいのまちづくり住民懇談会「ふれあい広場」	
三輪 秀民	社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定委員会委員	
吉田 朋子	社会福祉協議会 サポートラインこそだてスタッフ	
新井 春子	民生委員・児童委員 第5地区副会長	
並木 陽子	民生委員・児童委員 第4地区副会長	
廣田 喜美子	民生委員・児童委員 第3地区副会長	
新井 玉枝	福祉サービス利用者	
上倉 勝之	福祉サービス利用者	
渡辺 真也	精神障害者共同作業所 たなし工房	
山内 奈津江	公募による市民	

( 座長、副座長、敬称略)

## 6 西東京市地域福祉計画を策定するにあたっての基本的な考え方について（答申書）

東京都西東京市長 保谷 高範 殿

西東京市地域福祉計画を策定するにあたっての基本的な考え方について  
（答 申 書）

本審議会は、西東京市保健福祉審議会条例第2条に基づき、平成14年4月、貴職から標記について調査及び審議し、その結果を答申するよう諮問を受けましたが、これについて調査及び審議を行い、その結果をとりまとめ答申いたします。

平成14年11月 1日

西東京市保健福祉審議会  
会長 川村 匡由

### 目 次

#### はじめに

- 1．西東京市地域福祉計画を策定するにあたっての基本的な考え方
  - (1) 基本的視点
  - (2) 現状と課題
  - (3) 基本的な考え方
- 2．参考資料

## 西東京市地域福祉計画を策定するにあたっての基本的な考え方 答 申 書

平成14年11月 1日

### はじめに

本審議会が平成14年3月、貴職に対して報告した「西東京市における保健福祉の基本的な考え方」の中でも触れたように、我が国の社会福祉は、近年の少子高齢化の進行をはじめ、家族形態や地域社会の変化、女性の社会進出などに伴い、すべての市民を対象として多様な福祉サービスを提供し、かつ市民一人ひとりの人間性を尊重し、住み慣れた地域で自立した生活を支援する地域福祉へと転換することが必要となった。

しかも、従来の“右肩上がり”の経済基調は下降線をたどり、福祉財政が逼迫となってきたなか、平成2年6月の社会福祉八法改正、および平成12年6月の社会福祉法の改正・施行、さらには平成15年4月以降、区市町村に対する地域福祉計画の策定の努力義務の法定化が行われた結果、地域福祉は、すべての市民が人間としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障害の有無や年齢等にかかわらず、その人らしく、安心な生活を送ることができるよう、区市町村及び市民や専門機関、社会福祉法人、ボランティア団体、NPO法人、民間事業者等、公共部門と民間部門が協力し、計画的に推進していくことになった。

現に、東京都は平成12年12月、利用者志向の「開かれた福祉」をめざす「東京都福祉改革推進プラン」を発表し、区市町村と緊密に連携を図りながら、すべての都民が、住み慣れた地域で、質の高いサービスを安心して自ら選択・利用できるよう、新たな福祉システム、すなわち、地域の力と特性を生かした、新世紀にふさわしい新たな地域福祉の構築に努めることを明らかにしている。

このようななか、西東京市は平成13年1月、旧田無市および旧保谷市の市民意向調査によって合併、誕生し、18万都市にふさわしい新しいまちづくりへと歩み出した。それは、とりもなおさず、地方分権化時代を踏まえた、新たな地域福祉の実現のための宣言でもある。

具体的には、地域福祉計画は、地方自治法第2条4項に規定された区市町村基本構想、および基本計画を踏まえ、福祉分野等さまざまな行政計画や施策、さらには区市町村社会福祉協議会が推進している地域福祉活動計画等を総合的、かつ一体的に調整して定める計画である。

また、その策定および実行にあたっては、区市町村や市民、専門機関、社会福祉法人、ボランティア団体、NPO法人、民間事業者等、公共部門と民間部門が協力し、地域の幅広い福祉課題を把握するとともに、その解決を通じ、従来、国を中心とした社会福祉を区市町村に分権化し、〈新たな地域福祉〉として推進することに意義がある。

そこで、本審議会では、このような社会的、経済的背景や〈新たな地域福祉〉の理念を踏まえ、西東京市地域福祉計画の策定にあたっての基本的な考え方について答申する。

### 1. 西東京市地域福祉計画を策定するにあたっての基本的な考え方

基本的には、「西東京市における保健福祉の基本的な考え方」の中で示した「人権の擁護」、「ノーマライゼーション」、「セーフティネット」、「アメニティ」、「福祉コミュニティ」を踏まえ、「地域のなかで支えあう『福祉のまち』」を実現すべく、次の三つを地域福祉計画を策定するにあたっての基本的視点として、共に生きる地域社会づくりのため、市民参加・老若男女共同参画にもとづく公私協働による、福祉文化としての〈新たな地域福祉〉を創造すべきである。

## (1) 基本的視点

まず第一に、「地域で支える福祉の基盤づくり」が必要である。

具体的には、まず地域に根ざすネットワークづくりのため、市および市民や専門機関、社会福祉法人、ボランティア団体、NPO法人、民間事業者等、さまざまな民間部門の事業活動の育成をはじめ、これらの活動の場や拠点の整備、および様々な主体による活動の連携などを図ることが必要である。

また、利用者支援の体制の整備のため、市民のニーズを的確に把握するとともに、関連の情報を迅速に提供できる仕組みづくりや相談への対応と苦情の解決、利用者の権利擁護を図ることが必要である。

さらに、誰もが安全で、快適に暮らせるまちづくりのため、ユニバーサルデザインの普及・浸透や市民の健康を守るための環境対策の充実、防災への対応などを図ることが必要である。

第二に、「誰もが『よりよく生きる』ためのサービス提供」に努めることが必要である。

具体的には、まず健康づくりの基盤整備のため、市民の健康づくりのための体制整備、および健康づくりの場の充実などを図ることが必要である。

また、生きがいを持って暮らせる地域づくりのため、社会活動や学習機会の充実、高齢者や障害者の生きがいづくりの支援などを図ることが必要である。

さらに、市民一人ひとりに応じた保健福祉サービスの提供のため、元気高齢者や障害者、児童ごとに応じた予防的対策をはじめ、年代やライフスタイルのニーズへの対応、生活の場面に応じた保健福祉サービスの提供、ケアマネジメントの推進、地域医療の充実などに努めることが必要である。

このほか、高齢者、障害者、児童のひきこもりや孤立への対応などに努めることも必要である。

そして、第三に、「サービスの質と量の確保」に努めることが必要である。

具体的には、提供されるサービスの質の確保のため、専門職の育成・確保、サービス評価の推進、サービスの質の維持・向上を図ることが必要である。

また、選択できるサービスの量の確保のため、多様な主体の参画によるサービスの提供、市民主体のサービスの提供などに努めることが必要である。

## (2) 現状と課題

そこで、次に、これら三つの基本的視点について、昨年度実施した各種市民アンケート調査の結果をもとに現状と課題をあげる。

### 視点1 地域で支える福祉の基盤づくり

#### 【地域に根ざすネットワークづくり】

- ・「地域福祉」という考え方はこれからの市民生活の根幹を支えるものであり、その主役である市民の役割は大変重要である。福祉・ボランティア活動について、市民の多くが「参加することは望ましいこと」と考えており、50代以上の高齢層や定住意向が強い層では実際の活動への関心も高いが、若い世代では「あまり身近なことには感じられない」という意見も多い。また、市民活動を行っているNPO法人やボランティア団体からは、活動場所や拠点の確保などへの支援を求める声も聞かれるとともに、個々の活動を大きく束ねるような「コーディネート機能」を行政に求める声も聞かれる。今後は、市民による多様な地域福祉活動を育成し、市に求められる調整機能などに応えながら、それぞれの役割を十二分に発揮し連携しあう地域福祉のネットワークづくりが求められている。

#### 【利用者支援の体制整備】

- ・また、これからの福祉サービスは与えられるものではなく、市民一人ひとりがニーズに応じて必要なサービスを選択して利用する仕組みとなる。このため、利用する市民のニーズが反映されること、選択するための正しい情報が手に入れられることなど、利用者を支援する仕組みが必要となっている。今回のアンケートにおいても高齢者や障害者、子育て世帯や子どもなど、市民各人の年代や生活スタイルにより多岐にわたるニーズを適確に把握するために、アンケート調査の実施や気軽に相談できる窓口の充実が求められる。
- ・市政の情報源として、市民の9割が「市報（広報西東京）」を挙げており、昨今はテレビやラジオ、インターネットなどを通じた情報入手の機会も増えている。市は、様々な方法により正しくわかりやすい情報を公平に提供していく必要がある。
- ・高齢者に痴呆状態になった場合の財産管理について尋ねたところ、8割近くが「心配なことはない」と答えたものの、「法的なことがわからない」という回答も1割程度みられた。また、施設入所者に今後の生活で心配なことについて尋ねたところでは、「経済面」に続いて「痴呆等により判断能力を欠く状態になること」が挙げられている。今後、成年後見制度や権利擁護事業などの一層の普及が求められる。

#### 【誰もが快適に暮らせるまちづくり】

- ・住み慣れた地域で、市民誰もが安心して暮らしていくために、快適な暮らしの基盤となるまちづくりとの連動も重要である。
- ・ノーマライゼーションを進めるうえで「歩道や交通機関など外出しやすい環境を整備する」ことが重要という意見が多く、高齢期の介護予防の方策として「外出しやすいまちづくり」を挙げる声も多い。このようなハード面のバリアは身体障害者の声からも聞かれる一方、知的障害者や精神障害者では、「まわりの人と話すのが難しい」「他人の視線が気になる」など、心の面でのバリアを感じる声が多い。
- ・これからは、まちなかの障害を取り除くバリアフリーにとどまらず、高齢者や障害者を含む全ての人にとって使いやすいデザインにするユニバーサルデザインのみまちづくりを推進するとともに、心のバリアフリーを進めていく必要がある。

### 視点2 誰もが「よりよく生きる」ためのサービス提供

#### 【健康づくり基盤の整備】

- ・住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、健康であることがその第一歩となる。自分の健康に対しては、30歳以上の市民の9割が関心があると答え、概ね6割から7割の人は普段の食生活や睡眠、適度な運動などで健康に心がけている。また、「自分や家族だけでなく地域の皆が健康であることも重要」という考えに「そう思う」と答えた人は6割となっており、「まあそう思う」をあわせると9割となっている。
- ・市民が市から得たい情報の第一位は「医療・保健などの健康に関する情報」となっている。一方、市の実施している12の保健事業のうち、利用したことがあると答えた人の割合が高い事業は「基本健康診査」(36.0%)「がん検診」(27.4%)であり、その他の事業は利用状況が1割に満たない。
- ・市民による健康づくりの自主グループ活動に対する参加意向については、男女とも50-60歳代以上では参加意向が強くなるが、30-40歳代では「参加したくない」という意見がやや多く、理由は「平日は仕事や家庭の用事等で参加できない」や「気の合う人や同年代の人が参加しているかわからない」となっている。
- ・このような市民一人ひとりの取り組みや意識に対応し、地域全体で健康を守るた

めの環境整備やより利用しやすい保健サービスの充実などが必要である。

#### 【生きがいを持って暮らせる地域づくり】

- ・地域活動への参加状況は、「現在地域活動に参加している」市民が25.6%、「現在参加していないが、今後は参加したい」市民が30.6%となっており、具体的な活動内容としては、「スポーツ・レクリエーション活動」「芸術・文化活動」「高齢者や障害者のためのボランティア活動」が挙げられる。また、生涯学習を進めるために必要な取り組みは「学習に関する情報の提供」や「講座・教室の内容の充実」となっている。
- ・障害者、特に身体障害者や難病者では、平日の昼間に「自宅にすることが多い」との答えが6割近くを占めている。今後の日中の過ごし方の希望としては現状維持が大半を占めるものの、知的障害者や精神障害者では「会社や授産施設に通ったり、自分で仕事がしたい」「短時間の仕事がしたい」など就労への希望が3割前後と高い。
- ・高齢者が生きがいを感じていることや、今後やりたいことは「旅行」「家族とのふれあい」である。今後の保健福祉サービスに対しては介護や医療への要望が上位を占めるが、所得の低い層では「高齢者の就労対策」、現在の悩みが「近所との交流がない」層では「趣味や教養の向上など、気軽に参加できる講座等の充実」を挙げる声が他より高い。
- ・今後、引きこもりや要介護状態の予防という観点からも、市民それぞれが生きがいや楽しみを持てるような施策を総合的に進めていく必要がある。

#### 【一人ひとりに応じた保健福祉サービスの提供】

- ・健康に関するアンケートでは、30歳代男性の4割が自分の生活習慣を「良くないと思う」と答え、現在の健康状態でも「健康ではない」人が他のどの年齢層より多い。食生活にもあまり気を配らず、「朝食を毎日欠かさず食べている」人は半数にも満たない。また、市の保健事業についての認知度も低い。
- ・一方、子育て中の保護者の悩みでは、子どもが幼いうちは「子どもの育て方、しつけ方」、学年が上がると「勉強や進路のこと」が多くなる。相談相手は家族や親類が多いが、同時期の子を抱える仲間と相談するという回答もみられる。
- ・男性のひとり暮らし高齢者では、現在行っている活動や生きがいを見込んでいる活動、今後実施したいことなどの設問を通じて、いずれも「特になし」とする回答が目立つ。この層は日常生活で困ったことが「ある」という回答がやや多く、その内容として「炊事」「掃除」「日々の買い物」などが挙げられている。
- ・このようなニーズに対して、市民や事業者、行政などができることを持ち寄って地域で支える仕組みこそ地域福祉の目指すところであり、一人ひとりに応じた保健福祉サービスを柔軟に提供していく必要がある。その際には、介護保険で普及しつつあるケアマネジメントの手法を活用していくことも重要である。

#### 【サービス利用に結びついていない要支援者への対応】

- ・「誰もがよりよく生きる」ためには、「サービス利用に結びついていない要支援者への対応」も重要である。孤立、虐待、ひきこもり、サービス利用拒否など、なんらかの支援が必要であるにも係わらずサービス利用に結びついていない人に対して、地域で支える仕組みを構築していく必要がある。

### 視点3 サービスの質と量の確保

#### 【サービスの質の確保】

- ・利用者が必要なときに必要なサービスを選択し利用する、新しい福祉サービスの

在り方を普及していくために、提供されるサービスの質を確保することが重要である。現在実施されている介護保険サービスの提供主体からは、サービスの質の確保のために「勉強会や講習会による全体的な質の向上」「ケアマネジャーの養成」「ヘルパーの養成」などが必要という意見があり、専門家の養成や確保がサービスの質を維持・向上するための第一歩といえる。

- ・また、利用者が安心してサービスを利用できるよう、質の高いサービス提供ができてきているかを客観的に評価する仕組みの構築が必要になっているが、事業者からは「標準的な評価基準がない」「標準的な評価手法がない」「評価機関が確立していない」などという声も聞かれる。今後は、事業者のサービスの質の向上に役立つ情報提供や事業者同士の交流の機会を創出するとともに、第三者によるサービス評価システムを確立し普及していくことが求められる。

### 【選択できるサービスの量の確保】

- ・必要なサービスを必要とときに手に入れられるために、多様なニーズに対応できる十分な量のサービス提供基盤が整っていることが重要である。これには、それぞれ得意分野を持った多様なサービス提供主体の参画が求められる。
- ・NPO法人は「ニーズへの柔軟な対応」ができ、「地理に詳しく、まちの資源に詳しい」「（行政と比較して）企画力は民間が上」と自らの活動のメリットを挙げている。また、ボランティア活動について、在宅介護支援センターから、高齢者へのインフォーマルな支援ニーズの担い手として期待する意見もみられる。さらに、高齢者の福祉サービス利用意向では、社会福祉協議会を利用したいとする割合が高く、認知度、信頼度は高い。社協には権利擁護事業や福祉のまちづくり事業などにおける独自の取り組みへの期待も寄せられている。
- ・市民一人ひとりが福祉サービスの担い手となるきっかけとしてボランティア活動が挙げられるが、市内の小・中・高校生の多くがボランティアを経験したことがあるものの、20代、30代では多くの人が「時間がない」「関心がない」という理由で活動に参加しないとしている。ボランティア団体では「マンパワーの不足」や「後継者難」などの問題を抱えており、今後は「無理のない範囲での参加協力」や「若い市民への働きかけのために学校教育との連携を図る」などの方策が求められている。
- ・こうしたことから、市民が地域の福祉活動に参加しやすい場や機会を一層充実するとともに、公的な団体から民間事業者、大規模なものから少人数のグループまで、多様な主体が参画することにより、専門的なものから家族的なサービスまで、それぞれの得意分野を活かしたサービス供給を展開していくことが求められている。

### (3) 基本的考え方

そのうえで、西東京市地域福祉計画を策定するにあたっての基本的な考え方を示すと、次のようになる。

#### 地域に根ざすネットワークづくり

- ・医療・保健・福祉と生活関連分野との連携
- ・NPO法人、ボランティア等さまざまな市民活動の育成
- ・活動の場や拠点の整備
- ・さまざまな主体による活動の連携
- ・市民の主体的な参加の促進

(住民)

#### 利用者支援の体制整備

- ・自立支援のためのシステム化

- ・ニーズの的確な把握のための仕組みづくり
- ・情報提供の仕組みづくり
- ・総合相談への対応と苦情解決
- ・権利擁護システムの整備

誰もが安全で快適に暮らせるまちづくり

- ・都市環境、住環境の整備・拡充
- ・ユニバーサルデザインの普及・浸透
- ・サービスの総合化、効率化、質の向上
- ・高齢者、障害者を中心とした防災等への対応

誰もが「よりよく生きる」ためのサービス提供

- ・市民全般の健康づくり基盤の整備
- ・市民全般の健康づくりの場の充実

生きがいを持って暮らせる地域づくり

- ・社会活動や学習機会の充実
- ・高齢者や障害者の生きがいづくりとその支援
- ・福祉教育の実践

一人ひとりに応じた保健・福祉サービスの提供

- ・年代やライフスタイルごとのニーズへの対応
- ・生活場面に応じた保健・福祉サービスの提供
- ・高齢者、障害者に対応したケアマネジメントの充実

サービスの質と量の確保

- ・在宅を基調とした施設の整備・拡充および機能の活用
- ・福祉人材の育成
- ・サービス評価及びサービス事業者評価の推進
- ・サービスの質の維持・向上のための取り組み
- ・利用者による選択の尊重
- ・第三者評価への推進（利用者、事業者、第三者による組織）
- ・新たな在宅サービスの開発

選択できるサービスの量の確保

- ・多様な主体の参画によるサービスの提供
- ・NPO法人等への業務委託・支援
- ・民間事業者の健全育成
- ・市民主体のサービスの提供

[ 参考資料 ]

- 1．西東京市保健福祉審議会条例
- 2．西東京市保健福祉審議会条例施行規則
- 3．西東京市保健福祉審議会審議経過
- 4．西東京市保健福祉審議会委員名簿
- 5．市町村地域福祉計画策定指針

以 上

## 7 用語解説

### 【英数字】

#### ISO14001 (p57)

ISOとは、カメラのフィルムなどさまざまなものに用いられている国際統一規格のこと。  
ISO14001は環境保全に関する国際規格。

#### NPO (p19、p28)

英語の Non Profit Organization の略で、直訳すると「利益をあげない組織、非営利団体・法人」。地域のためになる活動を、会社のような組織として行う団体。

#### NPO<sup>ほうじん</sup>法人 (p20、p28)

政府により法人格を認められた民間の非営利団体。

### 【あ行】

#### アイマスク<sup>たいけん</sup>体験 (p16)

目隠しをして、眼の不自由な人が感じる障害や不便なところを体験するもの。

### 【か行】

#### 介護<sup>かいごほけんせいど</sup>保険制度 (p2)

40歳以上の人が加入する保険であり、加齢により介護を必要とする状態になった場合に、適切な負担で自分にあった介護サービスを選択・利用しながら、住み慣れた環境で生活し続けられるよう、高齢化を社会全体で支えあうために平成12年4月から開始された制度。

#### ガイドヘルパー (p80)

障害者の外出などを支援する人のことで、歩行や車いすの介助のほか、交通機関や病院などでの障害者の意思伝達など、幅広く手助けする。

#### グループリビングやコレクティブ<sup>じゅうたく</sup>住宅 (p67)

個人や家族単位の居室を確保した上で、食堂や団らん室などの共有空間を持ち、食事やレクリエーションなどを共同で行う、新しい住まいのこと。

#### ケア (p53)

世話・保護・介護・看護など、医療的・心理的な援助を含むサービス。

#### ケアマネジメント (p65)

従来の福祉サービスのように、用意されているサービスごとに対象者を募り提供する「サービスありき」のしくみに対して、利用者の日頃の生活のようすなどから必要なサービスを選び、「その人のための」サービスを組み合わせる提供すること。

## ケアマネジャー (p18)

介護保険を機に導入された専門職で、サービスを受けたい人の意向を聞きながら、その人に合ったサービスを組み立てて必要な手続きを行う。

## コーディネーター (p65)

物事を調整し、まとめること。さまざまなものを組み合わせること。

## コミュニティバス (p42)

民間のバス路線がない地域などで、市の施設や駅などを結ぶ「地域住民の足」として設置されたバス路線。西東京市には市内4つのコースをまわる「はなバス」がある。

## コミュニティビジネス (p58)

地域社会への貢献を目的として、地域住民によって、地域の資源(人・モノ)を活用しながら、地域にある様々な課題を解決する生活支援ビジネス。継続的に安定したサービスを提供するため、経営というビジネスの視点を取り入れたもの。

## 【さ行】

### ざいたくかいごしえん 在宅介護支援センター (p18)

在宅の援護が必要な高齢者やその家族に対して、介護や生活上の不安、悩みなどの相談に応じ、必要な福祉サービスが総合的に受けられるよう調整する24時間対応の施設。市内には地域を担当する「地域型」(7か所)とこれらの連絡支援を中心に行う「基幹型」(1か所)の2種類の在宅介護支援センターがある。

## シェルター (p72)

避難所のこと。

### しえんひせいど 支援費制度 (p2)

障害者が市町村に申請した上で、都道府県の指定を受けた事業者の中から必要なサービスを自分で選び、適切な負担で利用するしくみ。これまで措置制度として直接サービスを提供していた市町村は、支援費を介して事業者と利用者を橋渡しする役となった。平成15年4月開始。

### しもん 諮問 (p4)

市長から学識者等を交えた審議会に対して、計画策定に向けた考え方などを質問すること。

### しゃかいふくしき そこうぞうかいかく 社会福祉基礎構造改革 (p2)

終戦直後の生活困窮者の保護・救済を主なねらいとして整備されてきた社会福祉制度を根本から見直し、契約に基づいて個人が選択・利用する福祉への転換をめざして平成9年8月から取り組まれている一連の改革。

### しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会 (p3)

地域福祉の推進のために、全国、都道府県、市町村ごとに住民や地域の関係機関によって組織化された民間福祉団体。平成12年の社会福祉事業法改正によって、活性化に向けた方向性として1)事業者に加え市民やボランティア、NPO等の活動参加の明確化、2)公益的事業を担

う役割の明確化、3)複数の市町村を範囲とした設立が可能、などが示された。

## 社会福祉法 (p2)

それまでの社会福祉事業法から名称変更するとともに、「利用者の立場に立った社会福祉制度の実現」と「時代の要請に応える福祉サービスの充実」を基本理念として平成12年6月に改正された法律。主な内容のひとつに「地域福祉の推進」を掲げており、市町村地域福祉計画の策定について明文化されている。

## 生涯スポーツ (p55)

子どもも大人も誰もが楽しめ、一生涯続けられるスポーツ。

## ジョブコーチ (p64)

障害者の就労支援として近年新たに取り入れられている方法で、一般企業に就労する障害者と共に作業所の職員等が職場に出向き、仕事の内容や職場環境へいち早く溶け込めるよう支援する手法。

## シルバー人材センター (p58)

企業や家庭、公共団体などからさまざまな仕事を引き受けて、地域の経験豊かな高齢者に仕事を提供する団体。働くことを通じて高齢者の生きがいや健康づくりを進め、活力ある地域社会づくりに貢献することを目的としている。

## 人材バンク (p25、p61)

個人の特技や技術などを持つ市民を登録し、講習会の講師やイベントへの出演などに活用するしくみのこと。

## スキルアップ (p64)

職業上の技術を向上させること。

## 成年後見制度 (p35)

判断能力が十分でない人（痴呆性高齢者、精神障害者、知的障害者など）を法律的に保護するための制度。後見とは生活、療養介護、財産管理に関する事務を代行したり、援助したりすること。自分の意思で後見人を選任する任意後見と、家庭裁判所に後見人、保佐人、補助人の選任を申し立てる法定後見がある。

## 【た行】

### 地域ケアシステム (p18)

高齢者やこれから高齢になっていく人たちが、体が不自由になってきても、自宅や住みなれた地域を離れることなく生活していくために、必要なサービスをその人に一番良い形で提供できるようにしくみを連携してつくっていきこうというもの。

### 地域の支えあいネットワーク (p18)

高齢者や障害者、子育て家庭などが、近所の助けが必要となったとき、すぐに連絡し助けられるよう、市の職員や町内会、自治会、商店街など、いろいろな団体が参加した連絡網をつくらうというもの。このうち、ひとり暮らしの高齢者については、「高齢者地域見守りネットワー

ク事業」という活動が始まっている。

ちいきふくしけんりようごじぎょう  
**地域福祉権利擁護事業 (p35)**

判断能力が十分でない人（痴呆性高齢者、精神障害者、知的障害者など）が、地域において自立した生活を送れるよう、日常的な金銭管理のサービス、大切な書類の預かりサービス、介護保険の利用、福祉サービスの利用援助等を行う事業。

**デイサービス (p53)**

在宅介護を受けている高齢者や障害者に対して、リハビリテーションや日常生活の介護を行う在宅サービスのひとつ。比較的介護度の低い人に対して、閉じこもりの防止や健康維持のために行うものは「生きがい対応型」と呼ばれる。

どうしん  
**答申 (p4)**

審議会から市長に対して、計画策定に向けた考え方などを回答すること。

**【な行】**

**ニーズ (p28)**

要望。要求。ここでは福祉サービスについての要望のこと。

**ネットワーク (p28)**

連絡網のこと。「福祉のネットワークづくり」とは、福祉の活動を行ういろいろな組織や団体、個人個人がお互いに連絡をとりあい、協力して活動できるような連絡網をつくろうということ。

**ノーマライゼーション (p16、p28)**

大人も子どもも、高齢者も、障害のある人もない人も、すべての人が平等に、社会を支えている大事な一員である、という考え方。

**【は行】**

しみんいけんていしゅつてつづ  
**パブリックコメント（市民意見提出手続き） (p4)**

市の計画づくりの途中で、市の原案に対する市民の意見を郵便、ファクス、電子メール等で提出してもらう制度。平成14年10月1日に施行した「西東京市市民参加条例」の市民参加手続きの一つとして実施している。

**バリアフリー (p16、p42)**

利用しやすく、移動しやすくするために、妨げになるものを取り除くこと。例えば目の不自由な人が誤用しないようにシャンプーとリンスの容器を変えたり、住宅に段差や仕切りがなく移動しやすくしたりすること。

じぎょう  
**ファミリー・サポート・センター事業 (p20、p65)**

一時的に子どもを預かってほしい家族と、子どもを預かることができる家族をあらかじめ登録しておき、急な用事や家族の病気などのときに相互で助けあうしくみ。

**フォーラム (p20)**

公開の討論の場。討論会。座談会。

### 福祉サービス第三者評価システム (p24、p79)

第三者の評価機関が、客観的に福祉サービスの内容や質などを評価し、その結果を公表する東京都独自のしくみのこと。

### 福祉情報総合ネットワーク (p22)

西東京市で行っている福祉サービスや健康づくりに関する情報を、わかりやすく市民のみなさんに伝えるために、市のホームページを使って情報連絡網を整備しようというもの。

### ホームヘルパー (p18)

介護や家事など日常生活の世話をする人のこと。訪問介護員。

### ホットライン (p74)

直通電話。緊急事態に連絡を受けてすぐに対応できる体制。

### ボランティア (p20)

直訳すると「志願者」。ここでは地域をお互いに住みやすくするための活動や運動に、自分から望んで参加し、活動する人たちのこと。

## 【ま行】

### 民生委員・児童委員 (p18)

民生委員とは、厚生労働大臣の委嘱を受け、住民の要望を関係機関に伝えるとともに、ひとり暮らしの高齢者や障害者等の訪問や相談などの支援を行う民間の奉仕者。児童委員は、児童問題に関わる行政機関や児童・青少年育成者・学校関係者と協力し、地域で子どもが健やかに育つ環境づくりや各種相談・援助を行う民間の奉仕者であり、児童福祉法において民生委員が兼ねることとされている。

### メーキャップ (p56)

化粧のこと。

### メンタルヘルス (p55)

精神面、心の健康のこと。

## 【や行】

### ユニバーサルデザイン (p16、p42)

大人も子どもも、高齢者も、障害のある人もない人も、すべての人にとって使いやすく工夫されたデザインのこと。

### 余裕教室 (p19)

少子化の影響で児童数や学級数が減少したため、以前教室として使用していた部屋を他の用途に活用したものの。

## 【ら行】

### ライフスタイル (p51、p65)

生活の仕方、暮らし方。

### ライフステージ (p34)

人の一生の中での各段階、世代。例えば「幼年期」や「高齢期」などの区分。

### リハビリテーション (p51)

病気やケガで長期間入院した人たちが社会復帰するための機能訓練。身体機能の回復のほか、職業訓練などもあわせて行い、自力で日常生活を送れる力を身につけること。